

## 競争入札公告

一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和2年12月18日

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議  
会長 前田 洋一

### 1 一般競争入札に付する事項

#### (1) 業務の名称および数量

嶺南地域公共交通乗り換えマップ作成業務 10,000部

#### (2) 業務内容・仕様等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

#### (3) 契約期間

契約日から令和3年3月15日（月）まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）第146条に基づき知事が定める一般競争入札参加の資格（物品の製造または購入契約にかかる競争入札参加者の資格等（昭和42年1月24日福井県告示第27号）により福井県競争入札参加者名簿に登録されたものに限る）を有する者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) この入札に関する業務を履行する能力を有すると認められる者であること。
- (4) 県内に、本店、支店、営業所または事業所があること。
- (5) 県税を滞納していないこと。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している

者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 3 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所およびこの入札に関する問い合わせ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

電話 0776-20-0774

(2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、ホームページで公開する。

### 4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（入札説明書別紙様式1）に必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議の審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年12月18日（金）16時から令和2年12月25日（金）16時まで

(2) 申請書等の提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

(3) 申請書等の提出方法

持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

### 5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時・場所

(1) 入札書の提出方法

入札書は、福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局に持参または郵送すること。（郵送する場合は簡易書留郵便とする。）

(2) 入札書の提出期間

令和3年1月6日（水）9時から令和3年1月7日（木）16時まで

(3) 開札日時

令和3年1月8日（金）10時

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

### 6 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## 7 その他

- (1) この入札に係る一連の手続きおよび契約に関する手続きにおいて使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

- (2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則の規定を準用する。

- (3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定を準用する。

- (4) 契約書作成の要否

要

- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

① 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

② ①により、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

- (6) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

- (7) 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県地域戦略部交通まちづくり課内

福井県クルマに頼り過ぎない社会づくり推進県民会議事務局

電話 0776-20-0774